

北海道運輸局  
自動車技術安全部 整備・保安課  
令和2年5月29日

# 不正改造は**犯罪**です!!

～ 「不正改造車を排除する運動」の強化月間に取り組みます～

国土交通省北海道運輸局においては、6月を「不正改造車を排除する運動」の強化月間として、警察、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会、その他の自動車関係団体と連携し、「安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排気ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなる不正改造車」の排除に取り組みます。

## 1. 各地方運輸支局における「構内検査」の充実

次のような保安基準不適合となる車両には整備命令を発令し、これに従わないときには車両の使用停止等を含む厳正な対応を行います。

- ① 窓ガラスへの着色フィルム等の貼付
- ② 灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け
- ③ タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのはみ出し
- ④ 基準不適合マフラーの装着
- ⑤ 前面ガラスへの装飾板の装着



## 2. 「不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口」の設置

管内の各運輸支局に相談窓口として、「不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口」を設置し、寄せられた情報に基づいて、不正改造車等のユーザーに対して、不正改造状態の改善や改修結果の報告を求めます。

## 3. 自動車使用者等への啓発

公共施設等へのポスターの掲示、チラシの配布、自動車整備士養成施設等へ出前講座講師の派遣、運輸支局庁舎に懸垂幕の掲示等を行い、積極的な不正改造車の排除を呼びかけます。



### 〈問い合わせ先〉

北海道運輸局 自動車技術安全部  
整備・保安課 担当：沼田・柴田  
Tel：011-290-2752